

## 基本方針

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いてきましたが、2019年10月の消費税増税による消費動向、さらに、米中貿易摩擦激化・英国のEU離脱問題による世界経済への影響によって日本経済の景気減速が懸念されます。

また、金融機関をめぐる環境では、長引く低金利の中、人口減少・高齢化が進む社会で、引き続き晴れ間の見えない状況が続いております。

一方、農業を取り巻く情勢では、地域農業を支える農業者の減少・高齢化・後継者不足が急速に進み、農業生産基盤の維持・拡大のため担い手の育成・確保が喫緊の課題となっています。

このような中、当JAでは2020年4月に予定をしている県下1JA構想に参画しないことの機関決定を踏まえ、農業協同組合精神の原点に立ち返り、経営理念・経営方針・役員員の行動指針を再認識し、利用者本位の事業運営体制の徹底と地域社会の中で「期待・信頼・選択されるJA」を目指して、特色ある地域JAとして力強く各事業に取り組んでまいります。

また、少子高齢化が顕在化し事業利用度の増加が見込めない中、安定した経営基盤確立のため遊休資産の整理・職員数削減・組織のスリム化を図り固定事業管理費を削減するとともに支店統廃合を進め、金融業務を廃止した支店には移動店舗車を運行してまいります。

また、農業生産基盤の維持・拡大のためJA出資型農業法人を2020年1月に設立し、今まで以上に組合員の皆様が夢と希望が持てる持続可能な農業に取り組めます。

さらに、2020年4月から予定をしているコンサルティングセンターの運営により地域に根ざしたJAとして組合員並びに利用者の方々の生活・暮らしに対する総合的相談機能の拡充を図ります。

### 【主な重点項目として】

#### 1. 営農指導事業

- ① 農業生産基盤の維持・拡大のためJA出資型農業法人（株）越前たけふファームを2020年1月に設立し併せて主たる事業の大規模水稻育苗施設の運営に取り組み、3年後を目途に倉庫・農産物検査事業の運営と管内育苗センターを含めた発芽苗供給の体制整備を図ります。

また、施設管理・水田受託事業は、5年後の運営を目途に請負基準（面積要件・作業管理要件等）を設定し、機械等の整備に取り組めます。

- ② スマート農業への取り組みとして、農業関連のビッグデータを保有する企業との連携を図り稲作営農管理システムの圃場試験を実施します。
- ③ 増収・高品質・食味向上とコスト削減対策として、土壌診断に基づいた施肥設計、ミネラルPKによる土づくりの普及拡大、肥料費の削減に努めます。
- ④ 獣害対策としては、県・市町・森林組合・猟友会・農業公社・JA・生産者が一体となり新たな法人設立も含め対策強化を行っていきます。

## 2. 販売保管事業

- ① 東部C Eで荷受対応を行っている飼料用米を主食用米等への作付移行を図り、休止の方向で検討します。
- ② 支店統廃合に伴い入出庫による集約管理体制の強化を図るため、常温倉庫の集約を行い農業生産法人への管理業務委託を含め倉庫事業の整備を図ります。
- ③ 日本晴の販路拡大として、生産面積の拡大と海外販路の開拓に努め、海外での日本晴デザインの商標登録取得に継続して取り組みます。

## 3. 信用事業

- ① キャッシュレス化とペーパーレス時代に対応した手続きの簡略化を目途に、顧客の利便性を図るためJ Aカードとネットバンクの推進を継続して取り組みます。
- ② 投資信託の取り扱いにより金融商品の選択肢を広げ、利用者の方々から選んでいただけの金融機関を目指します。

## 4. 共済事業

- ① 地域に安心の輪を広げ、組合員並びに利用者の方々のニーズに応えるため、J A共済の補完商品として損保ジャパン日本興亜(株)・S O M P Oひまわり生命保険(株)の保険商品を併せて提案し、全戸訪問による3 Q訪問活動を積極的に展開します。

## 5. 経営全般

- ① 2020年6月末で西部支店、北日野支店、味真野支店、王子保支店の金融業務を廃止し、各基幹支店に統合します。2020年7月から基幹中央支店、基幹東部支店、基幹南部支店(基幹南条支店からの名称変更)、今庄支店の3基幹支店と1支店の体制とし、金融業務を廃止した支店には移動店舗車を運行してまいります。
- ② 地域に根ざしたJ Aとして組合員並びに利用者の総合的相談支援機能の確立を目途に、ワンストップ型コンサルティングセンターを設置します。
- ③ 内部統制システム基本方針に基づく内部統制の整備・運用により役職員のコンプライアンス意識の徹底と不祥事未然防止に努めます。
- ④ 3カ年の期間限定で設置する企画開発室において、遊休・棚卸資産の整理・整備と固定資産の取得・処分について計画的に推し進め、財務の健全化と経営基盤の充実強化に取り組みます。

以上の主な重点項目に基づき、組合員並びに利用者のニーズに応じていくために、(株)コープ武生・(株)越前たけふファームと連携を図り、事業基盤の強化に努め、様々な可能性と課題にチャレンジします。また、地域社会の中で「期待・信頼・選択されるJ A」を目指して各事業方針に基づき、J Aの総合力を発揮し、力強く実践策に取り組みます。

# 2020年度 事業計画

株式会社コープ武生

## 基本方針

小売業界においては、少子高齢化・人口減少による個人消費の落ち込みや競合店との低価格競争の中で、売上確保が厳しい状況が続いております。また、10月から施行されたキャッシュレス・消費者還元制度期間が6月末のため、7月以降の反動減対策として、新たな販売促進の検討をする必要があります。

このような状況の中、資材課においては配送拠点の集約化、機械課では武生工場に自動車事業、南条工場には農機事業として拠点集中化を行い、更に燃料課では給油所の閉鎖を行って効率化を図り、多様なニーズに対応できる合理的なサービスに取り組んで参ります。

6月に「ふれあい祭」11月には「まるごと食の感謝祭」の開催を計画し、お客様に満足していただける地域に密着した事業展開を目指します。

重点項目	実践策・行動目標・数値目標
① 生産資材の取り組み強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミネラルPK（有機燃焼灰）の施用面積の拡大による日本晴の品質及び収量のアップの取り組み</li> <li>肥料・農薬の予約引取率向上</li> </ul>
② 配送拠点の集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>東部配送センターを配送保管倉庫及び東部支店倉庫として活用</li> </ul>
③ 農機事業販売及び整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産組織や担い手農家への低コスト農業機械や最新技術農機ドローン等の提案</li> </ul>
④ 自動車事業の販売及び車検整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車展示会やイベント、キャンペーンの実施</li> <li>車検予約キャンペーンの実施</li> </ul>
⑤ 組織の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>オートパル、農機センターの拠点集中化</li> </ul>
⑥ 高品質で低価格のガソリン・ガス器具の販売強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>感謝祭協賛セール開催（年2回）</li> <li>給油所感謝デー開催（毎月2回）</li> <li>感謝祭とガス合同展示会への参加（年2回）（年1回）</li> </ul>
⑦ 経営の効率化・合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>王子保給油所の閉店</li> <li>同業他社との業務提携による新たなネットワークの構築</li> </ul>
⑧ 事業の効率化・合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗売り場レイアウト変更</li> </ul>
⑨ 高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動店舗車の運行計画の見直し</li> <li>宅配事業の利用向上□(定期的広報)</li> </ul>
⑩ 内部統制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査計画の策定と帯同監査の実施</li> </ul>

# 2020年産米 インセンティブ買入制度 決定!



米を取り巻く情勢は、政策の転換と消費量の減少により産地間競争が激化しています。

当JAでは実需者と複数年契約を結ぶとともに市場ニーズに応じた米の作付に取り組んできました。現在、集荷数量が実需者からの要望数量に満たない状況が続いており、水田の不作付解消や農業所得向上に向け、主食用米の作付を中心に水田の有効活用を進めてきました。

このような中、実需者からの要望の多い「日本晴」の一大産地・特別栽培米の認証④から認証③へのランクアップを目指し、下記のとおり 2020 年産米のインセンティブ買入制度を決定しましたので、作付の拡大をお願いします。

## 1. 日本晴

目標面積 1,000ha

単位：1俵あたり

品種	栽培区分
	特別・慣行栽培
日本晴	慣行コシヒカリ同額

加算金は、主食用米のみとし、効果的な防除及び獣害防止のため集落単位での団地的作付をお願いします。

## 2. 特別栽培（無化学肥料、節減対象農薬5割減） コシヒカリ

目標面積 300ha

単位：1俵あたり

品種	整粒・食味値		1等		2等	
			整粒判定 70%以上			左記以外
			食味値 85 以上	食味値 80 以上		
特別栽培コシヒカリ 認証③			15,000円 概算	14,000円 概算	慣行コシヒカリ比 300円 加算 認証③・認証④	

認証区分④は、慣行コシヒカリ比300円加算になります。

※特別栽培コシヒカリの青線米（15.6%以上）については、  
インセンティブ対象外になりますので、注意してください。

# 福井県特別栽培農産物生産のための留意点

## 1. 福井県特別栽培農産物認証制度の認証区分について

認証区分①（節減対象農薬：栽培期間中不使用、化学肥料：栽培期間中不使用）

認証区分②（節減対象農薬：栽培期間中不使用、化学肥料(窒素成分)：当地比5割以上減）

認証区分③（節減対象農薬：当地比5割以上減、化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用）

認証区分④（節減対象農薬：当地比5割以上減、化学肥料(窒素成分)：当地比5割以上減）

注：栽培期間とは：前作物の収穫後から当該作物の収穫までをいう。

当地比5割以上減とは：当該作物を慣行で栽培した場合の農薬成分散布回数・化学肥料の窒素施用量をあらかじめ設定しその数値の5割以上減じたものをいう。

## 2. 生産管理について

・放任栽培に近い圃場や適正な除草管理・病虫害防除等の栽培管理が行われていない圃場は県が認定する特別栽培農産物の生産圃場とは認められない。

栽培管理票の記載例(出荷容器等に認証マークと、次に該当する栽培管理票を必ず表示する)

○認証区分①の表示例

例 1

農林水産省新ガイドラインによる表示	
福井県認証 特別栽培農産物 <sup>(注1)</sup>	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者：	○○○○
住 所：	福井県△△市○○
連絡先：	TEL ◇◇-◇◇-◇◇
確認責任者：	(社)福井県植物防疫協会
住 所：	福井県鯖江市横越町18-41-1
連絡先：	TEL 0778-53-1764

例 2<sup>(注2)</sup>

農林水産省新ガイドラインによる表示	
福井県認証 特別栽培米	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者：	○○○○
住 所：	福井県△△市○○
連絡先：	TEL ◇◇-◇◇-◇◇
確認責任者：	(社)福井県植物防疫協会
住 所：	福井県鯖江市横越町18-41-1
連絡先：	TEL 0778-53-1764
精米責任者：	●●●●
住 所：	福井県▲▲市●●
連絡先：	TEL ◆◆-◆◆-◆◆

例 3<sup>(注3,4)</sup>

農林水産省新ガイドラインによる表示	
福井県認証 特別栽培農産物 <sup>(注1)</sup>	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者：	○○○○
住 所：	福井県△△市○○
連絡先：	TEL ◇◇-◇◇-◇◇
確認責任者：	(社)福井県植物防疫協会
住 所：	福井県鯖江市横越町18-41-1
連絡先：	TEL 0778-53-1764

とう精責任者（小分け責任者）：××××

住 所：福井県▼▼市□□

連絡先：TEL◎◎-◎◎-◎◎

○認証区分②の表示例

例 4<sup>(注2)</sup>

農林水産省新ガイドラインによる表示	
福井県認証 特別栽培農産物 <sup>(注1)</sup>	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：当地比口割減 <sup>(注5)</sup>	
栽培責任者：	○○○○
住 所：	福井県△△市○○
連絡先：	TEL ◇◇-◇◇-◇◇
確認責任者：	(社)福井県植物防疫協会
住 所：	福井県鯖江市横越町18-41-1
連絡先：	TEL 0778-53-1764

例 5<sup>(注2)</sup>

農林水産省新ガイドラインによる表示	
福井県認証 特別栽培米	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：当地比口割減 <sup>(注5)</sup>	
栽培責任者：	○○○○
住 所：	福井県△△市○○
連絡先：	TEL ◇◇-◇◇-◇◇
確認責任者：	(社)福井県植物防疫協会
住 所：	福井県鯖江市横越町18-41-1
連絡先：	TEL 0778-53-1764
精米責任者：	●●●●
住 所：	福井県▲▲市●●
連絡先：	TEL ◆◆-◆◆-◆◆

例 6<sup>(注3,4)</sup>

農林水産省新ガイドラインによる表示	
福井県認証 特別栽培農産物 <sup>(注1)</sup>	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：当地比口割減 <sup>(注5)</sup>	
栽培責任者：	○○○○
住 所：	福井県△△市○○
連絡先：	TEL ◇◇-◇◇-◇◇
確認責任者：	(社)福井県植物防疫協会
住 所：	福井県鯖江市横越町18-41-1
連絡先：	TEL 0778-53-1764

とう精責任者（小分け責任者）：××××

住 所：福井県▼▼市□□

連絡先：TEL◎◎-◎◎-◎◎

○認証区分③の表示例

例 7

農林水産省新ガイドラインによる表示		
福井県認証 特別栽培農産物 <sup>(注1)</sup>		
節減対象農薬：当地比〇割減 <sup>(注5)</sup>		
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用		
栽培責任者：〇〇〇〇		
住 所：福井県△△市〇〇		
連 絡 先：TEL ◇◇-◇◇-◇◇		
確認責任者：(社)福井県植物防疫協会		
住 所：福井県鯖江市横越町18-41-1		
連 絡 先：TEL 0778-53-1764		

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
▽▽▽	殺虫	2回
□□□	除草	1回

例 8<sup>(注2)</sup>

農林水産省新ガイドラインによる表示		
福井県認証 特別栽培米		
節減対象農薬：当地比〇割減 <sup>(注5)</sup>		
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用		
栽培責任者：〇〇〇〇		
住 所：福井県△△市〇〇		
連 絡 先：TEL ◇◇-◇◇-◇◇		
確認責任者：(社)福井県植物防疫協会		
住 所：福井県鯖江市横越町18-41-1		
連 絡 先：TEL 0778-53-1764		
精米責任者：●●●●		
住 所：福井県▲▲市●●		
連 絡 先：TEL ◆◆-◆◆-◆◆		
節減対象の使用状況 <sup>(注6)</sup>		

○認証区分④の表示例

例 9

農林水産省新ガイドラインによる表示		
福井県認証 特別栽培農産物 <sup>(注1)</sup>		
節減対象農薬：当地比〇割減 <sup>(注5)</sup>		
化学肥料（窒素成分）：当地比〇割減 <sup>(注5)</sup>		
栽培責任者：〇〇〇〇		
住 所：福井県△△市〇〇		
連 絡 先：TEL ◇◇-◇◇-◇◇		
確認責任者：(社)福井県植物防疫協会		
住 所：福井県鯖江市横越町18-41-1		
連 絡 先：TEL 0778-53-1764		

とう精責任者（小分け責任者）：××××

住 所：福井県▼▼市□□

連 絡 先：TEL◎◎-◎◎-◎◎

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
▽▽▽	殺虫	2回

例 10<sup>(注2)</sup>

農林水産省新ガイドラインによる表示		
福井県認証 特別栽培米		
節減対象農薬：当地比〇割減 <sup>(注5)</sup>		
化学肥料（窒素成分）：当地比〇割減 <sup>(注5)</sup>		
栽培責任者：〇〇〇〇		
住 所：福井県△△市〇〇		
連 絡 先：TEL ◇◇-◇◇-◇◇		
確認責任者：(社)福井県植物防疫協会		
住 所：福井県鯖江市横越町18-41-1		
連 絡 先：TEL 0778-53-1764		
精米責任者：●●●●		
住 所：福井県▲▲市●●		
連 絡 先：TEL ◆◆-◆◆-◆◆		
節減対象の使用状況 <sup>(注6)</sup>		

(注1) 「特別栽培農産物の表示は「特別栽培〇〇〇（農産物名）」と標記してもよい。

(注2) 認証農産物が精米の場合、精米確認者の氏名、住所及び連絡先を表示する。

(注3) 節減対象農薬の使用状況を栽培管理票の枠外に表示できない場合、ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

(注4) とう精認証登録を行っている場合、栽培管理票の枠外にとう精責任者およびその住所連絡先を記入する。認証農産物が米の場合は(注2)に準じた表記を行う。

(注5) 小分け登録を行っている場合は、栽培管理票の枠外に小分け責任者およびその住所連絡先を記入する。認証農産物が米の場合は(注2)に準じた表記を行う。

(注6) 節減対象農薬および化学肥料の窒素成分削減割合を口内に記載する。

(注7) 節減対象農薬の使用資材名は、農薬の成分数を記載する。

## 生産圃場に立てる栽培表示板の表示例

福井県特別栽培農産物認証制度生産圃場  
(農林水産省新ガイドラインによる表示)

認証区分 :

栽培責任者 :

生産圃場番号 : 面積 m<sup>2</sup>

特別栽培開始年月日 : 年 月 日

生産する農産物名 :

確認責任者 : 越前たけふ農業公社

(確認機関)

(1) 認証区分、下記のいずれかを記載する。

認証区分① (節減対象農薬: 栽培期間不使用 化学肥料 : 栽培期間中不使用)

認証区分② (節減対象農薬: 栽培期間不使用 化学肥料(窒素成分): 当地比5割以上減)

認証区分③ (節減対象農薬: 当地比5割以上減 化学肥料(窒素成分): 栽培期間中不使用)

認証区分④ (節減対象農薬: 当地比5割以上減 化学肥料(窒素成分): 当地比5割以上減)

(2) 栽培責任者、生産者名を記載する。

(3) 生産圃場番号および面積を記載する。

(4) 播種または植付年月日、播種もしくは移植日を記載する。

(5) 生産する農産物名を記載する。

(6) 確認責任者名または確認機関を記載する。

(7) 福井県特別栽培農産物認証制度生産圃場であることを記載する。

(8) 大きさは、A4版以上とする。



# JA越前たけふ コープたけふ 得々情報

## JAコンサルティングセンター

### なんでも相談所

いつでも!!誰でも!!気軽にご相談ください!!

相談無料(個別事案対応は実費となります。)

#### 4月の各種相談予定日

- 4月1日(水) [年金相談] 宮澤社会保険労務士
- 2日(木) [税務相談] 今村税理士
- 3日(金) [司法相談] 中野司法書士・土地家屋調査士
- 7日(火) [法律相談] 川上弁護士
- 15日(水) [税務相談] 山田税理士
- 17日(金) [司法相談] 前田司法書士・土地家屋調査士
- 21日(火) [法律相談] 内上弁護士

#### 5月の各種相談予定日

- 5月1日(金) [司法相談] 中野司法書士・土地家屋調査士
- 7日(木) [税務相談] 今村税理士
- 12日(火) [法律相談] 川上弁護士
- 15日(金) [司法相談] 前田司法書士・土地家屋調査士
- 20日(水) [年金相談] 宮澤社会保険労務士
- 22日(金) [税務相談] 山田税理士
- 26日(火) [法律相談] 内上弁護士
- 27日(水) [経営相談] 出倉中小企業診断士・社会保険労務士

### 相談員の方々

#### 税務相談



今村清孝  
(税理士)



山田寿治  
(税理士)



内上和博  
(弁護士)



川上賢正  
(弁護士)

#### 法律相談

#### 経営相談



出倉 裕

#### 年金相談



宮澤真由美

#### 司法相談



前田英年



中野耕作

(中小企業診断士・社会保険労務士) (社会保険労務士) (司法書士・土地家屋調査士) (司法書士・土地家屋調査士)

3月26日に、JAコンサルティングセンターの開所式を開催し、4月1日から運営いたします。コンサルティングセンターでは、組合員さんの問題点に対して、法律・契約・登記・税務・年金・融資・資産形成・共済(保険)などの相談に対応するため、専門の相談員を配置し、年間を通して対応いたします。今回はコンサルティングセンター開所式に先立ちまして相談員の方々の紹介を致します。

下記の番号にて各種相談の電話予約を受け付けています。

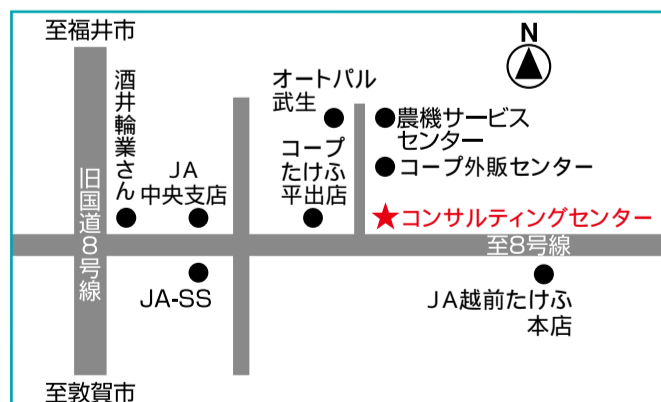
TEL: 0778-22-2222

営業時間 9:30~18:00

毎週土曜日 ローン相談会(融資相談)

相談員の方々は10:00~16:00となります。

定休日:日・月・祝祭日・年末年始



お問い合わせ

JA越前たけふ

ホームページ (http://www.ja-echizentaketu.or.jp)  
年金のご相談は TEL.21-2604

本 店 22-1111 東 部 支 店 25-7777 南 条 支 店 47-7777  
中 央 支 店 23-3100 北 日 野 支 店 22-3355 王 子 保 支 店 22-0900  
西 部 支 店 28-7777 味 真 野 支 店 27-1200 今 庄 支 店 45-7777

コープたけふ

生活部

池ノ上総合配送センター 21-2513  
東部地区配送センター 22-1802

お米のフリーアクセス ☎ 0120-353-310

オートバル武生 21-2615 平出給油所 21-2519  
オートバル南条 47-3788 王子保給油所 23-2350  
南条給油所 47-3035 今庄給油所 45-0294

店舗部

コープ平出店 23-8781  
コープ南条店 47-3036  
コープみどり館 24-1717  
外販センター 23-8784